

外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内

鹿児島相互信用金庫

今般、本年4月1日施行の改正個人情報保護法では、「外国にある第三者」に個人データの第三者提供を行う場合には、「越境移転に係る情報提供義務（※）」への対応が求められることとなりました。これに関し、外国送金を行う際の個人情報の取り扱いについて下記のとおりご案内いたします。

記

- ① 全銀協ホームページ（外国送金情報提供用ホームページ）の URL
<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491/>
- ② 外国送金における個人情報の移転先の外国法制度等についてのご案内
チラシは[コチラ](#)からご覧ください。
- ③ 諸外国の個人情報保護制度の有無について
国・地域一覧は[コチラ](#)からご覧ください。

以上

（※）「越境移転に係る情報提供義務」とは、改正個人情報保護法により、「外国にある第三者」に個人データの第三者提供を行う場合には、①当該外国の名称、②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等を本人に提供しなければならないとする義務を言います。

お問い合わせ先：地域支援部 地域支援課

2022.5